

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金受付期間中です

福祉係

平成26年4月からの消費税の引き上げによる負担を軽減する措置として、臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金が支給されます。

申請書が届いている方は、支給要件をご確認いただき申請をお願い致します。また、申請書が届かない方で、下記の要件に該当すると思われる方は、役場までお越しください。

- 申請受付期間 平成26年9月1日～平成26年12月1日
- 申請書類 ・申請書 ・本人確認書類（印字されている方全員分） ・通帳 ・印鑑
- 申請書提出先 立科町役場 町民課 福祉係
- 窓口受付時間（平日）午前8時30分～午後5時15分まで 月曜日（月曜が祝日の場合は翌日）は午後7時まで

臨時福祉給付金

（要件）

- ①平成26年1月1日において立科町に住民登録がある方。
 - ②平成26年度分住民税（均等割）が課税されていない方。（非課税者）
- ただし、以下の場合は対象外となります。
- ・課税されている方に扶養されている場合
 - ・生活保護制度の被保護者となっている場合等

（支給額）

対象者1人につき1万円

対象者の内、次に該当する方は5千円を加算

（加算要件）

老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・児童扶養手当・特別障害者手当等の受給者。

子育て世帯臨時特例給付金

（要件）

- ①平成26年1月1日において立科町に住民登録がある方。
 - ②平成26年1月分の児童手当の受給者。
- ただし、以下の場合は対象外となります。
- ・平成25年の所得が、児童手当の所得制限限度額以上の方
 - ・臨時福祉給付金の支給対象者

（支給額）

児童手当の対象となる児童1人につき 1万円

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金を装った「振り込み詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください。立科町や、その他関係機関よりATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることはありません。

●お問い合わせ先 福祉係 電話 0267 (56) 2311 有線 2311

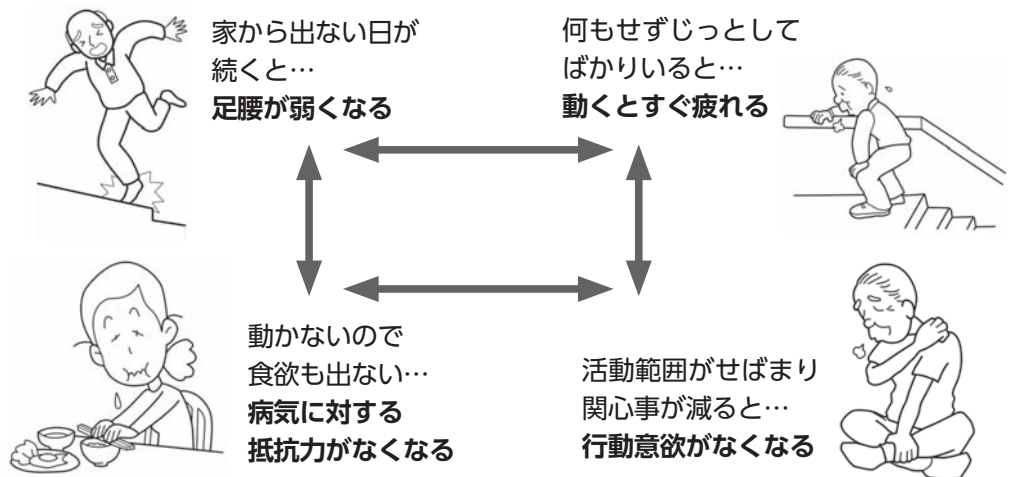
こちら 地域包括支援センターです!

福祉係

秋です! お出かけしましょう!

外出することが少なく室内にいる時間が長いと、気づかぬうちに体力が衰えてしまいます。毎日、外出している人に比べ、外出頻度が1週間に1回以下の方は歩くことに障がいが出るリスクは約4倍、認知機能に障がいが出るリスクは約3.5倍といわれています。

〈閉じこもりが心身に及ぼす悪循環〉



〈閉じこもり予防・改善のポイント〉

- ①規則正しい生活を心がける
- ②できることは自分でやる
- ③身なりを整えて気持ち良く
- ④身体を積極的に動かそう
- ⑤好奇心・関心をもつ
- ⑥人との交流を広げる
- ⑦社会的役割をもつ



地域包括支援センター・福祉係